

一般競争参加資格とする経営事項評価点数

令和5年4月1日以降に入札公告を行う一般競争入札において、競争参加資格の一つである経営事項評価点数については表1及び表2のとおりとします。

(表1) 共同企業体(以下、「JV」という。)受注又は一般競争基準額(※)以上50億円未満における単体受注の経営事項評価点数

工事種別	経営事項評価点数
土木工事	1,250点以上
舗装工事	1,150点以上
PC橋上部工工事	1,250点以上
鋼橋上部工工事	1,200点以上
橋梁補修改築工事	1,100点以上
建築工事	1,350点以上
電気工事	1,100点以上
通信工事	1,100点以上
トコ非常用設備工事	1,100点以上
遠方監視制御設備工事	1,100点以上
伝送交換設備工事	1,100点以上
交通情報設備工事	1,100点以上
無線設備工事	1,100点以上

(表2) 50億円以上における単体受注の経営事項評価点数

工事種別	経営事項評価点数
土木工事	1,400点以上
舗装工事	1,250点以上
PC橋上部工工事	1,350点以上
鋼橋上部工工事	1,300点以上
橋梁補修改築工事	1,200点以上
建築工事	1,450点以上
電気工事	1,200点以上
通信工事	1,200点以上
トコ非常用設備工事	1,200点以上
遠方監視制御設備工事	1,200点以上
伝送交換設備工事	1,200点以上
交通情報設備工事	1,200点以上
無線設備工事	1,200点以上

※「一般競争基準額」とは、政府調達に関する協定の対象基準額（1,500万SDR）をいう。